

第7回名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）対策協議会

とき 平成22年3月29日（月）午後1時40分より
場所 御嵩町中公民館 3階大ホール

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）対策協議会の解散及び名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）活性化協議会の設立について

(2) 平成22年度名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）活性化協議会事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）について

4 閉会のあいさつ

名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）対策協議会 名簿

<顧問>

岐阜県議会議員 小原 尚 岐阜県議会議員 村上孝志 岐阜県議会議員 渡辺猛之

<委員>

	御嵩町	可児市	八百津町
首長	御嵩町長 渡辺公夫	可児市長 山田 豊	八百津町長 赤塚新吾
議会	御嵩町議会議長 鈴木元八	可児市議会議長 可児教和	八百津町議会議長 柘植伴美
	御嵩町議会名鉄広見線対策特別委員会委員長 岡本隆子	可児市議会名鉄広見線対策特別委員会委員長 芦田 功	
教育関係者	御嵩町教育長 丹羽一仁	可児市教育長 井戸英彦	八百津町教育長 有賀昌司
	可茂地区高等学校 P T A 連合会 会長 藤掛義彦		
	可茂地区高等学校校長会会长（岐阜県立可児高等学校校長）石井昭司		
	岐阜県立東濃高等学校校長 中島 潤		
	岐阜県立東濃実業高等学校校長 亀山芳久		
	岐阜県立八百津高等学校校長 大森誠治		
経済関係者	御嵩町商工会 谷口鈴男	可児商工会議所 桑下和弘	八百津町商工会 佐合重光
	御嵩町観光協会 伊崎公介	可児市観光協会 林 則夫	
住民代表者	御嵩町自治会長連絡 協議会 田中新一	可児市自治連絡協議会 奥村幸生	

<関係者（指導・助言）>

国土交通省中部運輸局鉄道部長 多田晴美 岐阜県都市建築部公共交通課長 岡田芳和

<事務局>

御嵩町企画課	課長 鍵谷昌孝	係長 小木曾昌文
可児市総合政策課	課長 古山隆行	係長 繁瀬新吾
八百津町地域産業課	課長 脇山泰男	課長補佐 岩井 満

第7回名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）対策協議会
議事等綴り

平成22年3月29日

1 名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）対策協議会の解散及び名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）活性化協議会の設立について

平成21年12月3日に開催した第6回名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）対策協議会において、名鉄広見線活性化計画を決定したことを受け、名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）対策協議会から名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）活性化協議会に移行するため、名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）対策協議会の解散と同時に名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）活性化協議会を設立し、次のとおり名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）活性化協議会の規約を定める。

名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）活性化協議会規約（案） (名称)

第1条 本会は、名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）の存続をめざして名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）活性化計画（以下「活性化計画」という。）の推進を図るとともに、その他名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）の対応策に関する必要な事項を協議することを目的とする。

(事業実施)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 活性化計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (2) 活性化計画の進行管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(委員)

第4条 協議会の委員は、別表に掲げる者をもって組織する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 監事は、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

(会議)

第7条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

(表決)

第8条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、会長は書面による賛否を求めて、会議の決議に代えることができる。

(顧問)

第9条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

(関係者等の出席)

第10条 協議会は、必要に応じて関係者等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(経費の負担及び会計処理)

第11条 協議会の運営に必要な経費は、関係市町の負担金その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度及び会計処理の方法は、会長が定める。

(費用弁償)

第12条 協議会は、委員及び顧問が会議に出席したときは費用弁償を支給することができる。

ただし、委員又は顧問が地方公共団体の常勤の特別職又は一般職の職員にある場合は、この限りでない。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務局は、御嵩町役場に置く。

(雑則)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成22年4月1日から施行する。

(名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）対策協議会規約の廃止)

2 名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）対策協議会規約（平成20年5月2日制定）は、廃止する。

(名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）対策協議会規約の廃止に伴う経過措置)

3 この規約の施行の際、廃止前の名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）対策協議会規約の規定によりなされた役員の選任及び委嘱並びに顧問の委嘱は、この規約によりなされたものとみなす。

4 この規約の施行の際、廃止前の名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）対策協議会規約第11条第2項の規定によりなされた会計処理等については、この規約第11条第2項の規定によりなされたものとみなす。

別表（第4条関係）

	御嵩町	可児市	八百津町
首長	御嵩町長	可児市長	八百津町長
議会	御嵩町議会議長 御嵩町議会名鉄線対策特別委員会委員長	可児市議会議長 可児市議会名鉄広見線対策特別委員会委員長	八百津町議会議長
教育関係者	御嵩町教育長 可茂地区高等学校 P T A 連合会代表者 可茂地区高等学校校長会会长 岐阜県立東濃高等学校校長 岐阜県立東濃実業高等学校校長 岐阜県立八百津高等学校校長	可児市教育長	八百津町教育長
経済関係者	御嵩町商工会代表者 御嵩町観光協会代表者	可児商工会議所代表者 可児市観光協会代表者	八百津町商工会代表者
住民	御嵩町自治会長連絡協議会代表者	可児市自治連絡協議会代表者	

2 平成 22 年度名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）活性化協議会事業計画（案）
及び歳入歳出予算（案）について

平成 22 年度事業計画（案）

項目	実施日	内容
活性化協議会	平成 22 年 4 月ごろ	平成 21 年度名鉄広見線対策協議会事業報告及び決算の承認について（書面決議）
活性化協議会	平成 22 年 10 月ごろ	名鉄広見線活性化計画の進捗状況 など
利用促進事業	通年	利用促進・意識啓発 など 平成 22 年度実施計画（案）のとおり

平成 22 年度歳入歳出予算（案）

*名鉄広見線対策協議会の決算で繰り越しがある場合は、名鉄広見線活性化協議会予算に繰り入れることとする。

<歳入の部>

(単位：千円)

収入科目	予算額	説明
1. 負担金	6,025	御嵩町 3,525 千円 可児市 2,500 千円
2. 繰入金	1	名鉄広見線対策協議会からの繰入金
3. 雑入	4	利息等
合計	6,030	

<歳出の部>

(単位：千円)

支出科目	予算額	説明
1 旅費	92	費用弁償 1,500 円 × 16 人 × 2 回 職員旅費（嘱託職員含む。）
2 会議費	47	
3 事務費	277	郵便代、コピー代など
4 利用促進事業費	5,614	事業内訳（名鉄利用促進実施計画参照） ①学校教育関係の組織を主体とする利用促進事業 973 千円 ②経済団体を主体とする利用促進事業 1,928 千円 ③移動環境整備による利用促進事業 206 千円 ④住民団体・サポーター事業 500 千円 ⑤通勤等での利用促進事業 250 千円 ⑥意識啓発事業 1,757 千円
合計	6,030	

多様で広域となる実施主体それぞれが連携を図り、名鉄利用促進策を一体となって進め、効果的・効率的に実施していくため、名鉄広見線活性化協議会事務局に嘱託職員の名鉄利用推進員を置くこととする。ただし、身分としては御嵩町にて雇用し、御嵩町の一般会計予算にて計上する。

(単位：千円)

支出科目	予算額	説明
報酬費	1,983	名鉄利用推進員報酬費（御嵩町一般会計歳出予算）
共済費	322	名鉄利用推進員共済費（御嵩町一般会計歳出予算）

名鉄広見線利用促進平成22年度実施計画（案）について

まちづくりや暮らしに必要な名鉄広見線を存続していくため、住民一人ひとりの交通行動を変えていくことが鍵であり、そのための施策を関係者が協力しながら展開していくため、名鉄広見線活性化計画に掲げた利用促進策を具体的に実施するための実施計画を定める。

平成22年度について掲げ、取組の実施、評価、分析を行なながら次年度以降の実施計画につなげていくこととする。

◆名鉄広見線活性化計画より

目標を達成するための施策

利用促進策の展開

名鉄広見線対策協議会に参画する団体・組織をはじめとする関係者が、主体的に、また連携を図りながら利用促進策に取り組む。

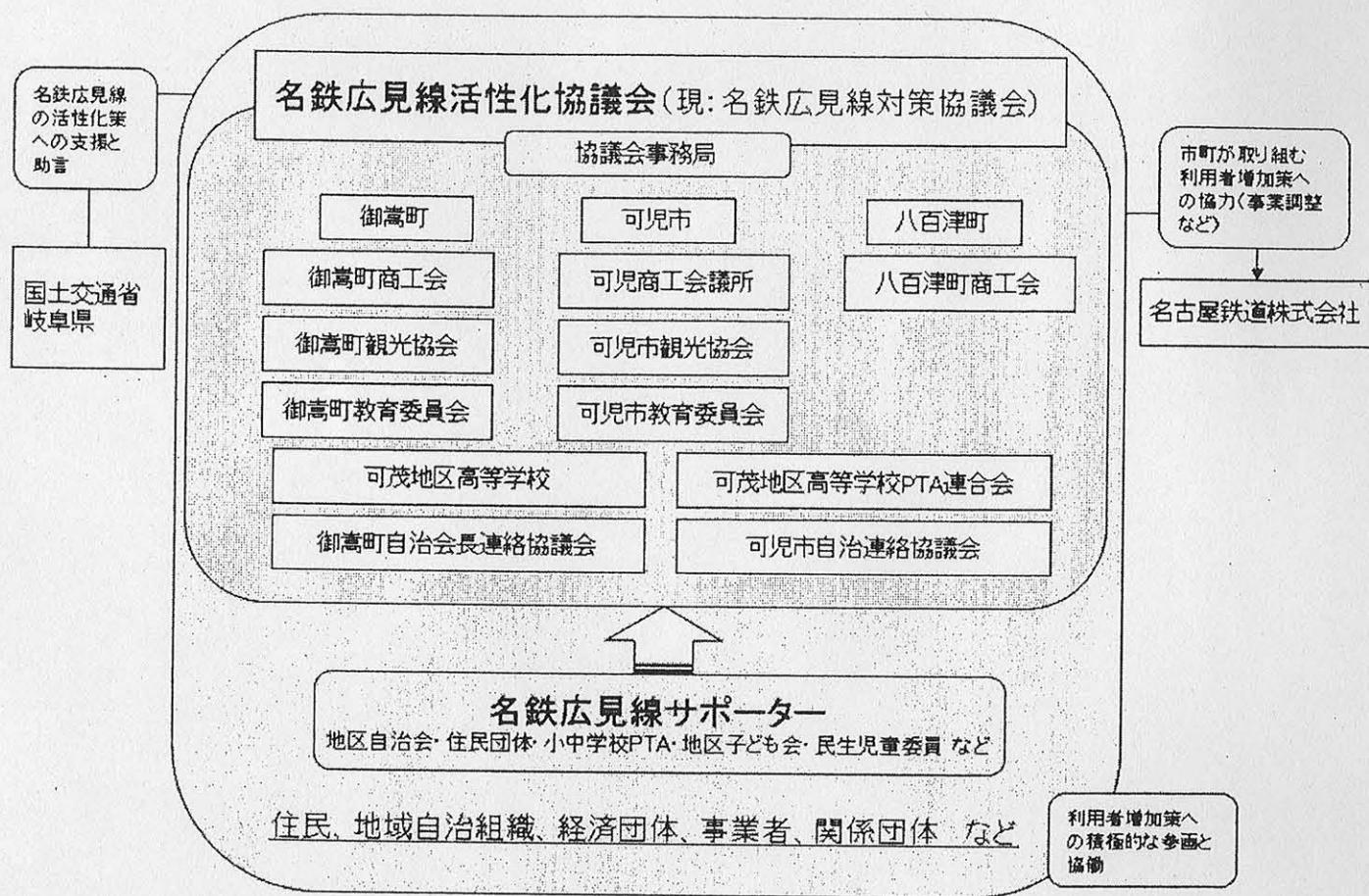
表 名鉄広見線の活性化に向けた施策メニュー

施策の方向	施策の区分	具体的な施策メニュー（例）
1. 学校教育関係の組織を主体とする利用促進策	1) 遠足、社会見学等における利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校行事での利用促進
	2) 学生・生徒による活性化	<ul style="list-style-type: none"> ● 学生・高校生中心とする利用促進
2. 経済団体（商工会・商工会議所、観光協会等）を主体とする利用促進策	1) まちづくり等との連携	<p>①既存のまちづくりイベントや催し物との連携による利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 御嵩町産業祭 ● みたけの森ささゆりまつり
		<p>②新たなまちづくりイベントや催し物との連携による利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ハイキング・ウォーキング（名勝・旧跡めぐり） ● 観光バスツアー ● スタンプラリー ● イベント企画提案事業
3. 移動環境の整備による利用促進	—	<p>③駅周辺における交流拠点整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 御嵩駅周辺賑わい創出
		<p>2) 広見線そのものの魅力の向上施策の展開による利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 駅・列車を用いたイベント ● 名産品等のグッズ販売 ● 広見線利用が特典となる仕組み
4. 住民団体・サポーター制度	—	<p>①乗り継ぎ機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● パークアンドライド用駐車場の充実・利用促進 ● サイクルアンドライド用駐輪場の利用促進 ● 運行時刻や乗り継ぎ情報、周辺施設情報等の提供
		<p>②駅アクセス利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ● シャトルバス等の運行 ● レンタサイクルの実施
5. 通勤等での利用促進	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 通勤時、出張時の利用促進
6. 意識啓発	—	<ul style="list-style-type: none"> ● ワークショップ等による意識啓発 ● モビリティ・マネジメントの実施

計画の推進体制

本計画は、名鉄広見線活性化協議会を中心に、以下に示す経済団体、各種団体及び地域住民、交通事業者が一体となって具体的な利用促進策を実施するものとする。

図 名鉄広見線利用促進推進体制図



<期待される役割>

主体	期待される役割
住民、地域自治組織、経済団体、事業者、関係団体 など	現在又は将来において、公共交通を利用する主体であり、かつ自ら公共交通を支える主体としての意識を持って、直接・間接に受益者として利用者増加策に積極的な参画と協働を行う。
行政	住民の生活を支えるべき基礎自治体として、住民の移動手段を確保するため、名鉄広見線(新可児駅～御嵩駅)の維持存続に努め、住民など関係者とともに名古屋鉄道と連携を図り、利用者増加策に取り組む。
国・岐阜県	名鉄広見線(新可児駅～御嵩駅)の利用者増加策への支援と助言を行う。
名古屋鉄道株式会社	公共交通サービスの直接の供給者であり、市町が取り組む利用者増加策の具体化に向けた事業調整に参画するなど可能な範囲で協力する。

◆実施計画について

1. 学校教育関係の組織を主体とする利用促進事業

1) 遠足、社会見学等における利用

H22年度 目標利用者数	3,650人	事業費	758千円	
利用促進事業	実施主体	実施内容	事業費内訳	フォローアップ指標
電車を活用した学校等行事	保育園・幼稚園・小学校・中学校など	・園外活動や校外活動に、電車を使った活動として実施し、公共交通を通じた社会性を育む。 ・沿線地域外の学校遠足招致資料作成と紹介	・運賃補助(4割) ・啓発用チラシ ・学生等旅費 事業費 504千円	広見線利用者数
可児市文化創造センター中学校音楽会	中学校	・御嵩町内中学校の学校行事の音楽会を可児市の施設で行い、広見線利用者増加に寄与する。	・運賃補助(4割) ・会場使用料補助 事業費 254千円	広見線利用者数
交通環境学習カリキュラムの導入	小学校	・日常の生活や行動が環境問題や交通問題の解決に貢献できるという喜びを実感することを目標として、「交通・環境学習」を実施する。	御嵩町予算	対象児童の意識

2) 児童・生徒などによる活性化

H22年度 目標利用者数	2,190人	事業費	215千円	
利用促進事業	実施主体	実施内容	事業費内訳	フォローアップ指標
保育園や小学校による駅七夕飾や作品掲示	保育園、幼稚園、小学校	・園児や児童の駅飾り等を実施し、電車への関心を園児や児童の頃から育む。	材料代 など 事業費 50千円	広見線利用者等の意識
学生・生徒による駅舎美化活動	高校生、大学生	・御嵩口、顔戸、明智各駅美化(ペンキ塗装)によるマイケル意識の向上と意識啓発	材料代 など 事業費 65千円	広見線利用者等の意識
利用者カウント機器製作・設置	高校生	・高校生の学校活動として、駅乗降客数をリアルタイムで測るための簡易な機器を作成し、利用状況を駅等に表示する。	機器等製作費 など 事業費 100千円	
高校生等の視点による情報をまとめ記事として掲載	高校生等	・高校生や地域住民、これから利用する中学生などの声、沿線いいこと探し(自然、お店など)など協議会事務局が発行するニュースレターの一部として記事掲載を担う。	ニュースレター製作、発行費(13ページ参照)	沿線住民等の意識

2. 経済団体（商工会・商工会議所、観光協会等）を主体とする利用促進事業

1) まちづくり等との連携

① 既存のまちづくりイベントや催し物との連携

H22 年度 目標利用者数	450 人	事業費	-	
利用促進事業	実施主体	実施内容	事業費内訳	フォローアップ指標
・御嵩町産業祭 ・中山道御嶽宿往来 ・よってりやあみたけ夏まつり ・可児夏まつり ・みたけの森ささゆりまつり など	商工会・商工会議所、観光協会等	・資源を活かし、活性化に向けて実施している既存のイベントを広見線利用者へ結びつける。	イベントおもてなし事業費（12 ページ参照）	広見線利用者数

② 新たなまちづくりイベントや催し物との連携

H22 年度 目標利用者数	4,200 人	事業費	540 千円	
利用促進事業	実施主体	実施内容	事業費内訳	フォローアップ指標
地域資源発掘とバスツアープランニング事業	・商工会・商工会議所、観光協会等 ・大学生	・経済団体や学生などにより地域の史跡、商店などを活かした沿線駅発着バスツアーのプランを作り、観光事業者等にPRする。	学生等旅費 チラシ印刷代 など 事業費 150 千円	広見線利用者数
地域資源発掘とウォーキングコースプランニング事業	・商工会・商工会議所、観光協会等 ・大学生	・経済団体や学生などにより中山道など地域の資源を活かした沿線駅発着ウォーキングコースのプランを作り、近隣市町村を含め広くPRする。	学生等旅費 チラシ印刷代 など 事業費 162 千円	広見線利用者数
駅弁等おもてなし料理コンテスト	・活性化協議会 ・商工会・商工会議所、観光協会等	・観光客など来訪者へのおもてなしのため、地域資源を活かした駅弁コンテストを実施し、商品化に向けた検討を行う。	報償費 チラシ印刷代 など 事業費 128 千円	コンテスト参加者数
企画提案型利用促進事業	・活性化協議会 ・御嵩町	・広見線を利用する住民交流事業を募集し、事業経費を助成する。 ・都市部をはじめとする圏域内外の住民、事業者、団体から広見線等の活性化策や利用促進策を公募し、運営委託をする。	事業費助成 ・事業費 100 千円 ・その他御嵩町予算	広見線利用者数

③ 駅周辺における交流

H22 年度 目標利用者数	100 人	事業費	90 千円	
利用促進事業	実施主体	実施内容	事業費内訳	フォローアップ指標
さんさん広場活用 交流事業	・商工会、商工会 議所	“宿の市（朝市）”を行う御嵩 駅南にある「さんさん広場」で 沿線地域のお店の出店の斡旋・ 支援を行う。	会場使用料助成 など 事業費 90 千円	広見線利 用者数

2) 広見線の魅力の向上施策の展開による利用促進事業

H22 年度 目標利用者数	4,010 人	事業費	1,298 千円	
利用促進事業	実施主体	実施内容	事業費内訳	フォローア ップ指標
名鉄広見線写真コ ンテスト	観光協会	広見線沿線風景の写真コンテ ストを実施する。	報償費 グッズ化等経費 など 事業費 200 千円	参加者数
啓発グッズ作成支 援事業	住民団体	住民団体のアイディアを活用 した広見線利用啓発グッズの 検討、作成	材料費助成 グッズ(既存含む)のイ ベント時配布 など 事業費 466 千円	広見線利 用者等意 識
名鉄広見線利用者 商店連携事業	商工会、商工会議 所等	広見線利用者と協力商店のサ ービスを連携させる。	・パンフレット印刷代 ・スタンプ台 など 事業費 250 千円	特典利 用者数
団体利用運賃助成 事業	活性化協議会	・10 名以上の御嵩町、可児市、 八百津町に居住する者で構成 する団体が、新可児駅～御嵩駅 間で乗車又は降車する場合に 上記区間の運賃を助成する。	・運賃助成 (3割) ・消耗品 など 事業費 266 千円	運賃助成 利用者数
名鉄広見線利用者 スタンプ活用事業	活性化協議会	・広見線利用者が押せるstan tup台を駅に設置し、イベント時 等の優待・特典につなげる。	・パンフレット印刷代 ・スタンプ台 など 事業費 116 千円	優待・特典 利用者数

3 移動環境の整備による利用促進事業

① 乗り継ぎ機能の強化

H22年度 目標利用者数	7,300人	事業費	173千円	
利用促進事業	実施主体	実施内容	事業費内訳	フォローアップ指標
御嵩駅駐車場等の充実・利用促進事業	御嵩町	・パーク＆ライド用駐車場、サイクル＆ライド用駐輪場の整備	御嵩町予算	駐車場・駐輪場の利用者数
パーク＆ライド用駐車場、サイクル＆ライド用駐輪場利用紹介事業	活性化協議会	・利用可能場所、利用形態（無料・月極め・日利用）、利用状況などの案内を行い、利用を促す。	啓発用チラシ印刷代ほか 事業費 30千円	駐車場・駐輪場の利用者数
・運行時刻や他の交通手段の乗り継ぎ時刻情報等の作成 ・駅周辺施設情報マップ等の作成	・観光協会 ・大学生	・路線図、時刻表、駅周辺情報マップ作成のための調査、ヒアリングの実施 ・名鉄御嵩駅～新可児駅と他路線、JRとの乗り継ぎ時刻表作成 ・駅周辺施設情報の掲載	・学生旅費 ・掲示用パネル ・案内用チラシ印刷など 事業費 143千円	広見線利用者意識
可児駅周辺整備事業	可児市	・可児駅前広場、駐輪場の整備	可児市予算	

② 駅アクセス利便性の向上

H22年度 目標利用者数	36,100人	事業費	33千円	
利用促進事業	実施主体	実施内容	事業費内訳	フォローアップ指標
みたけ E-CO(エコ)バス運行事業	御嵩町	・みたけ工業団地や住宅団地にみたけ E-CO バスを走らせ、御嵩駅や御嵩口駅の駅端末交通を確保し、通勤時等の交通行動の変容を促す。	御嵩町予算	みたけ E-CO バス利用者数
レンタサイクル事業	・観光協会 ・大学生	・御嵩駅のレンタサイクルによるサイクリングコースの調査・設定 ・乗り継ぎや周辺施設情報マップへの掲載	・学生旅費 ・案内チラシ など 事業費 33千円	レンタサイクル利用者数のうち広見線利用者数

4 住民団体・サポーター事業

H22年度 目標利用者数	2,190人	事業費	500千円	
利用促進事業	実施主体	実施内容	事業費内訳	フォローアップ指標
サポーターおもてなし事業	沿線住民、団体	沿線の個人、団体などによる ・イベント時のおもてなしの取り組みへの助成 ・日常的なおもてなしの取り組みへの助成	・イベントおもてなし助成 ・おもてなし企画提案助成 事業費 450千円	・広見線利用者等意識 ・イベント参加者のうち広見線利用者数 ・おもてなし参加者数
サポーター連携事業	活性化協議会	・活動メニューを用意し、参加の機会を提供する。 (※アダプトプログラム) ・自発的なサポーター活動の相談、活動団体との相互連携・交流の支援	清掃等材料費 など 事業費 50千円	広見線利用者等意識

※アダプトプログラムとは、住民、団体、企業などが、公共場所（駅・公園など）の美化の管理を継続的に受け持つ制度で、自分たちが暮らす地域（駅）への愛着や、高い美化意識が原動力となる清掃ボランティア活動です。

5 通勤等での利用促進事業

H22年度 目標利用者数	3,650人	事業費	250千円	
利用促進事業	実施主体	実施内容	事業費内訳	フォローアップ指標
電車通勤モニター事業	事業所	・事業所に従業員の電車通勤モニターを依頼し、広見線を利用した電車通勤への課題調査を行うとともに、電車通勤への動機付けと意識啓発を行う。 ・新たな駅アクセス手段を検討する。	・モニター通勤費助成など 事業費用 250千円	モニター意識

6 意識啓発事業

H22年度 目標利用者数	一	事業費	1,757千円	
利用促進事業	実施主体	実施内容	事業費内訳	フォローアップ指標
意識啓発事業	活性化協議会	・鉄道シンポジウムを開催し、意識啓発、マイレール意識向上を図る。	・シンポジウム、パネル展示 ・有識者報償費 事業費 345千円	参加者意識
沿線住民電車利用モニター事業	活性化協議会	・沿線住民の方から電車利用モニターを募集し、マイカーから名鉄広見線に交通手段をシフトするための課題調査を行うとともに、広見線利用の動機付けと意識啓発を行う。	・モニター電車利用助成 など 事業費 145千円	モニター意識
情報発信事業	活性化協議会	・利用促進に関する取り組みができるだけ「見える化」とするためにニュースレターを発行する。(毎月1回程度) ・活性化協議会のホームページを作り、情報発信する。	・ニュースレター印刷代 8,000部・12回/年 ・郵送料 ・アドバイザー報償費 など 事業費 997千円	沿線住民等の意識
モビリティ・マネジメント事業	活性化協議会	・マイカーから電車へ交通移動手段の変容のための動機づけ資料や危機意識を促す資料の作成、配布	・チラシ印刷代 ・有識者報償費 など 事業費 270千円	参加者意識

実施計画総括表

実施計画内容	事業費(千円)	H22年度 目標利用者数
1. 学校教育関係の組織を主体とする利用促進策		
1)遠足、社会見学等における利用		
電車を活用した学校等行事	504	
可児市文化創造センター中学校音楽会	254	
交通環境学習カリキュラムの導入	-	
小計	758	
2)児童・生徒による活性化		
保育園や小学校による駅七夕飾や作品掲示	50	
学生・生徒による駅舎美化活動	65	
利用者カウント機器製作・設置	100	
高校生等の視点による情報をまとめ記事として掲載	-	
小計	215	
計	973	
2. 経済団体(商工会・商工会議所、観光協会等)を主体とする利用促進事業		
1)まちづくり等との連携		
① 既存のまちづくりイベントや催し物との連携	-	450人
② 新たなまちづくりイベントや催し物との連携		
地域資源発掘とバスツアープランニング事業	150	
地域資源発掘とウォーキングコースプランニング事業	162	
駅弁等おもてなし料理コンテスト	128	
企画提案型利用促進事業	100	
小計	540	
③ 駅周辺における交流		
さんさん広場活用交流事業	90	
わいわい館活用交流事業	-	
小計	90	
2)広見線の魅力の向上施策の展開による利用促進事業		
名鉄広見線写真コンテスト	200	
啓発グッズ作成支援事業	466	
名鉄広見線利用者商店連携事業	250	
団体利用運賃助成事業	266	

	名鉄広見線利用者スタンプ活用事業	116	
	小計	1,298	
	計	1,928	
3 移動環境の整備による利用促進事業			
① 乗り継ぎ機能の強化			
御嵩駅駐車場等の充実・利用促進事業	-		
パーク＆ライド用駐車場、サイクル＆ライド用駐輪場利用紹介事業	30		7,300 人
運行時刻や他の交通手段の乗り継ぎ時刻情報等の作成・周辺施設情報マップ等の作成	143		
小計	173		
② 駅アクセス利便性の向上			
みたけ E-CO(エコ)バス運行事業	-		
レンタサイクル事業	33		36,100 人
小計	33		
計	206		
4 住民団体・サポーター事業			
サポーターおもてなし事業	450		
サポーター連携事業	50		2,190 人
計	500		
5 通勤等での利用促進事業			
電車通勤モニター事業	250		3,650 人
計	250		
6 意識啓発事業			
意識啓発事業	345		
沿線住民電車利用モニター事業	145		
情報発信事業	997		
モビリティ・マネジメント事業	270		
計	1,757		
合計	5,614		63,840 人

第7回名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）対策協議会
資料綴り

平成22年3月29日

協議会規約 対照表

名鉄広見線（新可兒駅～御嵩駅）活性化協議会規約	名鉄広見線（新可兒駅～御嵩駅）対策協議会規約
<p>(名称) 第1条 本会は、名鉄広見線（新可兒駅～御嵩駅）活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>(目的) 第2条 協議会は、名鉄広見線（新可兒駅～御嵩駅）活性化計画（以下「活性化計画」という。）の推進を図るとともに、その他名鉄広見線（新可兒駅～御嵩駅）の対応策に関する必要な事項を協議することを目的とする。</p> <p>(事業実施) 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 活性化計画に位置づけられた事業の実施に関すること。 (2) 活性化計画の進行管理に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。 <p>(委員) 第4条 協議会の委員は、別表に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(役員) 第5条 協議会に次の役員を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 監事 2名 <p>(役員の職務) 1 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。 2 監事は、委員のうちから会長が委嘱する。</p> <p>(役員の職務) 1 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 3 監事は、協議会の会計を監査する。</p> <p>(会議) 第7条 会議は、会長が必要に応じて招集する。</p>	<p>(名称) 第1条 本会は、名鉄広見線（新可兒駅～御嵩駅）対策協議会（以下「対策協議会」という。）と称する。</p> <p>(目的) 第2条 対策協議会は、御嵩町、可兒市及び八百津町（以下「関係市町」という。）が、名鉄広見線（新可兒駅～御嵩駅）（以下「名鉄広見線」という。）の存続問題に対する対応策を調査、協議等することを目的とする。</p> <p>(協議等事項) 第3条 対策協議会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事項について調査、協議等を行ふものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 名鉄広見線の利用促進に関する事項 (2) 名鉄広見線の運行形態等に関する事項 (3) 前2号に掲げるもののほか、名鉄広見線の対応策に関する必要な事項 <p>(委員) 第4条 対策協議会の委員は、別表に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(役員) 第5条 対策協議会に次の役員を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 監事 2名 <p>(役員の職務) 1 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。 2 監事は、委員のうちから会長が委嘱する。</p> <p>(役員の職務) 1 会長は、対策協議会を代表し、会務を掌理する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 3 監事は、対策協議会の会計を監査する。</p> <p>(会議) 第7条 会議は、会長が必要に応じて招集する。</p>

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
3 会長は、会議の議長となる。

(委決)

- 第8条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
2 前項の規定にかかわらず、会長は書面による賛否を求めて、会議の決議に代えることができる。

(顧問)

- 第9条 協議会に顧問を置くことができる。
2 顧問は、会長が委嘱する。
(関係者等の出席)
- 第10条 協議会は、必要に応じて関係者等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることがある。
(経費の負担及び会計処理)
- 第11条 協議会の運営に必要な経費は、関係市町の負担金その他の収入によって充てる。
2 協議会の会計年度及び会計処理の方法は、会長が別に定める。
- (報酬)
- 第12条 協議会は、委員及び顧問が会議に出席したときは費用弁償を支給することができる。ただし、委員又は顧問が地方公共団体の常勤の特別職又は一般職の職員にある場合は、この限りでない。
- (事務局)
- 第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。
2 協議会の事務局は、御嵩町役場に置く。
- (雜則)
- 第14条 この規約に定めるもののほか、協議会に關し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
3 会長は、会議の議長となる。

(表決)

第8条 対策協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- (顧問)
- 第9条 対策協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
(関係者等の出席)
- 第10条 対策協議会は、必要に応じて関係者等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることがある。
(経費の負担及び会計処理)
- 第11条 対策協議会の運営に必要な経費は、関係市町の負担金その他の収入をもつて充てる。

- 2 協議会の会計年度及び会計処理の方法は、会長が別に定める。
- (報酬)
- 第12条 対策協議会は、委員及び顧問が会議に出席したときは費用弁償を支給することができる。ただし、委員又は顧問が常勤の特別職又は一般職の職員にある場合は、この限りでない。

- (事務局)
- 第13条 対策協議会の事務を処理するため、対策協議会に事務局を置く。

- 2 対策協議会の事務局は、御嵩町役場に置く。
- (雜則)
- 第14条 この規約に定めるもののほか、対策協議会に關し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。